

平成22年度 国の施策並びに予算に関する提案・要望(抜粋)

平成21年7月14日 全国知事会

《政策要望》【地方行財政関係】

1 地方税財政対策について

【具体的な要望事項】

(地方税関係)

I 地方税源の抜本的拡充

- (1) 国と地方の最終支出の比率と租税収入の比率において生じている大きなかい離を縮小し、地方が担うべき事務と責任に見合うよう、まずは国と地方の税源配分を5 : 5にする抜本的な見直しを行うとともに偏在性が小さく安定的な税体系を構築すること。
なお、あわせて地方税の応益負担や負担分任の原則、税源涵養インセンティブの確保等に配慮しつつ、税源偏在是正のための諸課題の検討を進めること。
- (2) 少子高齢化等の進展に伴い、今後、福祉・教育等幅広い行政需要を賄う税として、税収の偏在性が小さく、安定的な財源である地方消費税の引上げなど税制抜本改革の早期実現に向けての議論を加速し景気回復後に着実に実施すること

II 地方税制度（全般）の見直し

- (1) 地方法人特別税は、あくまで暫定的な措置であり、税制の抜本的改革の際は、速やかに地方税として元に復すること。
- (2) 地方の意向が反映された地方税制となるよう、税制改正等について国と地方が協議する場の設置等新たな税制改正プロセスを構築すること。
- (3) 地方自治の根幹である税条例の改正に係る議論の時間が十分確保されるよう、地方税制の改正時期について、引き続き配慮すること。
- (4) 課税自主権については、地域の特色を踏まえ、地方自治体の創意工夫を生かすためにも、その拡充に取り組むこと。
- (5) 地方税における非課税等特別措置について、極力、整理合理化を図り、新設・拡充は厳に抑制すること。
また、国税における租税特別措置についても、地方税への影響を遮断すること。
- (6) 景気対策等の政策的な減税措置については、地方財政に影響を及ぼすことのないよう国において適切な財源措置を講じること。

III 地方税制度（個別税目）の見直し

- (1) 個人住民税は、「地域社会の会費」として能力に応じて広く負担を分任するという性格を有し基幹税として重要であることや、所得割が10% 比例税率化され応益性が明確となったことなどを踏まえ、新たな税額控除の導入は厳に慎むとともに、生命保険料控除等の政策誘導的な控除を見直すなど課税ベースの拡大に努めること。

(2) 地方法人課税は、法人の事業活動を支える地方公共団体からの様々な行政サービス等に対して法人が応分の負担をするという大原則に基づくものであり、行政サービスの受益者でありながら負担を回避しようとする発想や、地方公共団体の重要な財源である地方法人課税についての撤廃や安易な縮減などの議論を行うことは不合理である。したがって、こうした観点からの税制改正論議は到底受け入れられるものではないこと。

また、基幹税である法人事業税の税収の安定化を図るため、外形標準課税制度導入の影響を検証した上で、景気動向に配慮しながら制度の拡大を図る方向で検討すること。

(3) 電気供給業、ガス供給業などに対する収入金額課税は、受益に応じた負担を求める課税方式として、長年にわたり外形課税として定着し、地方税収の安定化にも大きく貢献していることから、現行制度を堅持すること。

(4) 日本銀行の国庫納付金相当額を法人関係税の課税対象とすること。

(5) 事業税における社会保険診療報酬に係る課税の特別措置の見直し（所得計算の特例及び医療法人に対する軽減税率の適用の撤廃）を行うこと。

(6) 個人事業税については、多様化する事業形態に対応して、課税の公平性を確保し、分かりやすい税制とするため、現行の課税対象業種の限定列挙方式の見直しなど、課税の仕組みを抜本的に検討すること。

(7) 不動産取得税については、都道府県の貴重な財源であることから、標準税率引下げの特例措置等を見直し、その安定的確保を図ること。

(8) 固定資産税については、地方公共団体の重要な基幹税目であることから、厳しい地方公共団体の財政状況を踏まえ、その安定的確保を図ること。

(9) 次世代育成支援対策の推進を図るため、子育て家庭に対する所得税の税額控除や子育て支援に積極的な企業に対する法人税の優遇措置の更なる拡充など子育て支援税制の拡充を図ること。

(10) たばこ税に関する地方分の財源を堅持すること。

(11) 税制の抜本改革の際における低炭素化促進税制の検討に当たっては、地球温暖化対策や循環型社会づくりに主導的な役割を担っている地方の税財源確保に十分留意すること。

(12) 税制の抜本改革において、安定的で地方のウェイトが高い軽油引取税、自動車取得税を地方税として堅持すること。なお、軽油引取税については、消費段階での課税であるという基本を維持しながら、更に実効性のある脱税防止対策について検討するとともに、課税免除の特例については、既存の免除対象に係る事業活動への影響に配慮した上で、3年間の適用期間終了をもって廃止すること。

(13) 自動車税について、移転登録・抹消登録時の納税確認を義務付けるなど、地方税の徴収率向上や納税者の視点に立った制度の改善を図ること。

(14) 還付加算金の法定利率の設定について、社会経済情勢を反映した利率に見合うよう引き下げること。